

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

また、白井市障害福祉プランでは計画の基本理念について、ノーマライゼーションとリハビリテーションに加え、障がいのある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

本計画の上位計画に当たる白井市第5次総合計画の基本理念は「安心」、「健康」、「快適」で、将来像は「ときめきとみどりあふれる快活都市」となっています。

以上のことを考慮し、障害者基本法の理念を基にしながら共生（ともに生きる）しともに参加する地域の実現をめざして、本計画の目標像（キャッチフレーズ）を

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり**

とし、これからの障がい福祉における市民・地域・市等の共通の目標とします。

2 計画の基本目標

目標像を実現するための本計画の基本目標を次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

《基本目標1》地域での自立生活への支援の推進

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 相談体制・情報提供の充実

各種相談・情報提供の体制の充実に努めるとともに、適切なサービスの効果的な利用を促進するため、障がいのある人についてのケアマネジメント[★]の充実を図ります。

(2) 権利擁護体制の充実

生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がいのある人が、安心して地域自立生活を送れるよう、その権利の擁護に努めます。

(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備

障がい福祉サービスの質の向上や充実に努めるとともに、身体障害者福祉センターの充実や新たな地域生活支援拠点等の整備を図ります。

(4) 保健・医療サービスの充実

身体障がい等の発生予防や身体、知的、精神3障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえ個別のニーズに対応できるよう、知的障がい者等の療育体制の整備に努めます。また、保健サービスの充実や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

《基本目標2》社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

(1) 障がい児の保育・教育の充実

障がいのある子どもたちが、地域の中で社会に参加しながら自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・充実に努めます。

(2) 就労の支援・促進

関係機関等との連携を図りながら、障がいの種類や程度に応じた就労の支援、就労機会の充実に努めます。

(3) 各種活動の支援・促進

障がいのある人も気軽に参加できるようなスポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。

《基本目標3》 快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

(1) 福祉活動の促進

障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め、障がいのある人への理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるようバリアフリー、ユニバーサルデザインのすべての人にやさしいまちづくりを目指し、法律や条例等の内容に則った「福祉のまちづくり」を進めます。

(3) 防災・防犯等対策の推進

市の地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯等の体制の整備を進めます。

3 計画の展開（施策の体系）

（目標像）

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり

（基本目標）

（施策の方向）

1 地域での自立生活への支援の
推進

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 権利擁護体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備
- (4) 保健・医療サービスの充実

2 社会参加の支援・促進

- (1) 障がい児の保育・教育の充実
- (2) 就労の支援・促進
- (3) 各種活動の支援・促進

3 快適で人にやさしいまちづくり
の推進

- (1) 福祉活動の促進
- (2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの
推進
- (3) 防災・防犯等対策の推進

4 重点取り組み

本計画における実施施策・事業は第4章（第1～3節）に示すとおりですが、本項では特に重点的に取り組んでいく施策・事業を掲載し、基本目標の中で市が実施していく取り組みの方向性を示します。

① 相談支援体制の充実

《概要》障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたとき気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実を図ります。

【相談支援】

- 日常的な身近な相談（一般相談）については、3障がい（障がい児を含む）共通で、主に市の保健福祉相談室と市内の指定相談支援事業所（座ぐり）の2か所を中心に対応していきます。今後、相談件数等の状況を踏まえ、必要に応じて委託事業所の充実を図ります。
- 難病のある人の相談については、福祉サービスや制度に関する相談を積極的に受け付けながら、当事者がより利用し易く効果的な相談体制等のあり方について調査・研究を行い、改善・強化を進めます。
- 発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できるような地域支援体制の拡充を図るとともに、県が設置している「千葉県発達障害者支援センターCAS（キャス）」と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行います。
- 高次脳機能障がい者への支援について、県で実施する支援の取り組み（千葉県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などの支援に努めます。
- 「基幹相談支援センター☆」設置についての検討を進め、第4期障害福祉計画期間中に設置し、地域の相談支援の中核として困難事例や虐待防止等に対応していきます。

【計画相談支援など(ケアマネジメント)】

- 多くの事業者、市職員が計画相談支援等を行えるよう、県等と連携しながら相談支援専門員の育成等に努めます。

【サービスに関する情報提供】

- 利用者の日常生活上のニーズ等を踏まえ、さまざまな障がい者サービスに関する情報提供を行います。

【障がいのある人の権利擁護】

- 社会福祉協議会との連携をいっそう強化し、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に関する情報提供を行い、市民の理解を深めるとともに、制度の利用や手続きに関する相談・助言などの具体的な支援を行い、利用を促進します。

② 地域生活基盤の整備の推進

《概要》障がいのある人等が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、“日中活動の場”や“居住(住まい)の場”等の整備を進めます。

【居住環境の整備】

○グループホームの新規開設等に対する補助制度を継続し、障がい者グループホームの整備を支援・促進します。

【サービス事業者の市内参入施策の促進】

○日中活動系各サービス提供事業者の市内への参入に対する有効・適切な支援内容の検討・研究を行った上で、参入の支援・促進を図ります。

③ 地域生活支援拠点等の整備

《概要》第4期障害福祉計画についての国の基本指針で示された障がいのある人等の「地域生活支援拠点等」を、今後示される要件を満たしながら整備します。

○第4期障害福祉計画期間の平成29年度末までに、地域における相談、体験の機会や場、緊急時の障がいのある人等の受け入れ・対応、人材の確保・養成などの諸機能を提供する「地域生活支援拠点等」を整備します。

④ 防災対策の推進

《概要》市の地域防災計画を基本として、障がいがあることなどで災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施します。

○災害対策基本法に基づき、障がい等のある人を含む避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿を整備します。

○要支援(援護)者の「個別支援計画」を作成します。

※本項「重点取り組み」と対応する詳細取り組み内容を第4章に掲載している場合、第4章中の該当する「施策・事業」欄の施策・事業名の後に「**重**」記号を付して標示しています。